

【1993年3月1日】「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(仮称)案要綱」について

婦人少年問題審議会

平成五年三月一日

労働大臣 村上 正邦殿

婦人少年問題審議会
会長 赤松 良子

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(仮称)案要綱」について(答申)

平成五年二月一五日付け労働省発婦第二号をもって諮問のあった「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(仮称)案要綱」については、短時間労働者が我が国経済社会において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働者に対する対策の充実強化が必要であるとの基本的認識で一致をみた。その具体的方策として何らかの法的整備を行うべきであるとする者が多くを占め、この中には標記要綱どおりで妥当であるとする意見のほか、短時間労働者に対する差別的取扱を是正することが急務であり、そのためには罰則付きの法律による規制が必要であるとの意見があった。一方、雇用管理の改善等のためには労使が自主的に努力することが重要であり、法律を制定することは必要ないとの意見があった。このような経過を踏まえて、労働省は、法律案作成の検討を進められたい。

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(仮称)案要綱」に関する意見

婦人少年問題審議会労働者代表委員

木元弘子 熊崎清子 松本惟子 相馬末一 西村寿紀 藤田稔

パートタイム労働者の雇用や労働条件等については、不合理な格差や身分的差別を含め、重大な問題点が多い。したがって、パートタイム労働者に関する立法においては、通常の労働者との均等待遇及び適正な就業条件の確保のための明確な法的措置が必要である。具体的には、下記の内容を中心として、短時間労働者は「労働時間以外の点においては、フルタイムの労働者と何ら異なるものではないこと」とする現行通達(婦人少年局長通達・昭和四五年一月一二日婦発第五号)の理念、ならびに、「短時間労働者の通常の労働者との均等待遇及び適正な就業条件の確保に関する法律案」(平成四年衆法第二号)の内容等を実現することが必要である。

- 1 法の目的を、短時間労働者の通常の労働者との均等待遇及び適正な就業条件の確保等とすること。
- 2 法における短時間労働者の定義については、「一日、一週間、一カ月の所定労働時間より短い者」の全てを含むものとする。
- 3 短時間労働者と通常の労働者との賃金、休暇その他の労働条件等に関する均等待遇の確保については、「指針」に委ねることなく、法に明記すること。
- 4 短時間労働者の適正な就業条件の確保のために、労働契約に文書交付義務をはじめとする措置を、「指針」に委ねることなく、法に明記すること。
- 5 法の実効性を確保するため罰則を設け、かつ、紛争解決のための救済機関等を設置すること。紛争解決、雇用改善等のための機関の設置については、労使が対等の立場で参加し運営できるものとする。
- 6 「フルタイム型パートタイム労働者」に関する雇用差別等の問題を改善するための措置を明示すること。
- 7 ILO 第一五六号条約、ならびに、第一六五号勧告の水準を確保すること。

平成五年三月一日

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(仮称)案要綱」に関する意見

婦人少年問題審議会使用者 代表委員

荒川春 伊藤和夫 高橋俊裕 茅野亮 橋本一美 深海和章

- 1 短時間労働者がわが国の労働市場において果たす役割の重要性にかんがみ、短時間労働という就業形態について労使のニーズにマッチしたものとして労使が有効に活用できるようにすることが必要であって、短時間労働者の雇用管理の改善等のために法的規制を行うことになればこのことを著しく妨げ、わが国の労働市場に不必要な混乱をもたらすおそれがあり、法的規制を行うことは慎重でなければならない。
- 2 本法案要綱は、短時間労働者の雇用管理の改善等についての事業主の自主的な努力を促進するために行政として指導援助を行うことにその狙いがあり、行政が短時間労働者の雇用管理の改善等について事業主に対して規制するものでないと理解している。
しかし、短時間労働者の雇用管理の改善等を図るためには労使が自主的に努力することが重要であって、現行の労働保護法令の遵守と「パートタイム労働指針」の周知徹底を図ることによってその目的は十分達せられると考えており、短時間労働者の雇用管理

の改善等のために新たな法律を制定する必要性はないといわなければならない。

- 3 本法案要綱の内容となっている事項は、行政として法律を制定しなければ実施できないというものでなく、法律の根拠がなくともすでに実施されているものもあり、この段階であえて新たな法律を制定してまで実施する必要性も乏しいと言わざるを得ない。
- 4 本法案要綱については、次のような点から慎重な検討が必要である。
 - (1) 現行の「パートタイム労働指針」に法的根拠を与えることになれば行政による指導の強化を招くおそれがあり、事業主の自主的な努力を阻害することになりかねないこと。
 - (2) 「短時間労働援助センター」の事業の財源を労働者災害補償保険法の労働福祉事業および雇用保険法の雇用福祉事業に求めることについては、労働者災害補償保険制度および雇用保険制度のあり方から十分な論議がなされる必要があること。